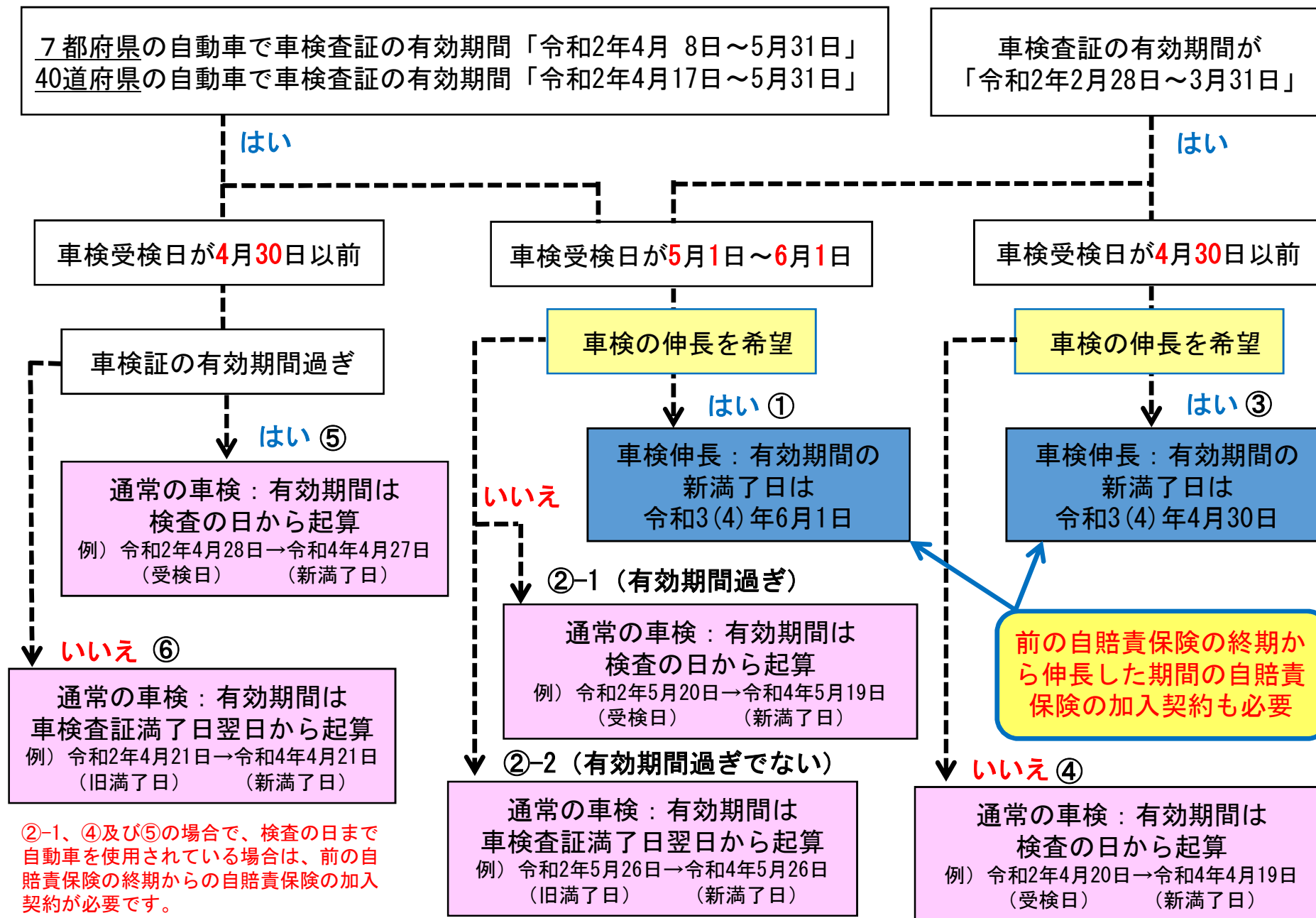


自動車検査証の伸長に係る有効期間について

令和2年4月16日



今回(R2.4.16)の措置内容

➤ 自動車検査証の伸長期間(40道府県)



が、有効期間の伸長対象となる自動車



が、伸長される有効期間(令和2年6月1日)

有効期間(始)

令和2年4月17日
(平成32年4月17日)

～

有効期間(終)

令和2年5月31日
(平成32年5月31日)

伸長後の有効期間

令和2年6月1日
(平成32年6月1日)

➤ 自動車検査証が伸長される継続検査の 受検ケース

伸長処理が可能な期間

令和2年5月1日※～6月1日の間

伸長+車検後の
有効期間

令和3年6月1日
令和4年6月1日

前回(R2.4.7)の措置内容

➤ 自動車検査証の伸長期間(7都府県)



が、有効期間の伸長対象となる自動車



が、伸長される有効期間(令和2年6月1日)

有効期間(始)

令和2年4月8日
(平成32年4月8日)

～

有効期間(終)

令和2年5月31日
(平成32年5月31日)

伸長後の有効期間

令和2年6月1日
(平成32年6月1日)

➤ 自動車検査証が伸長される継続検査の 受検ケース

伸長処理が可能な期間

令和2年5月1日※～6月1日の間

伸長+車検後の
有効期間

令和3年6月1日
令和4年6月1日

前々回(R2.2.28)の措置内容

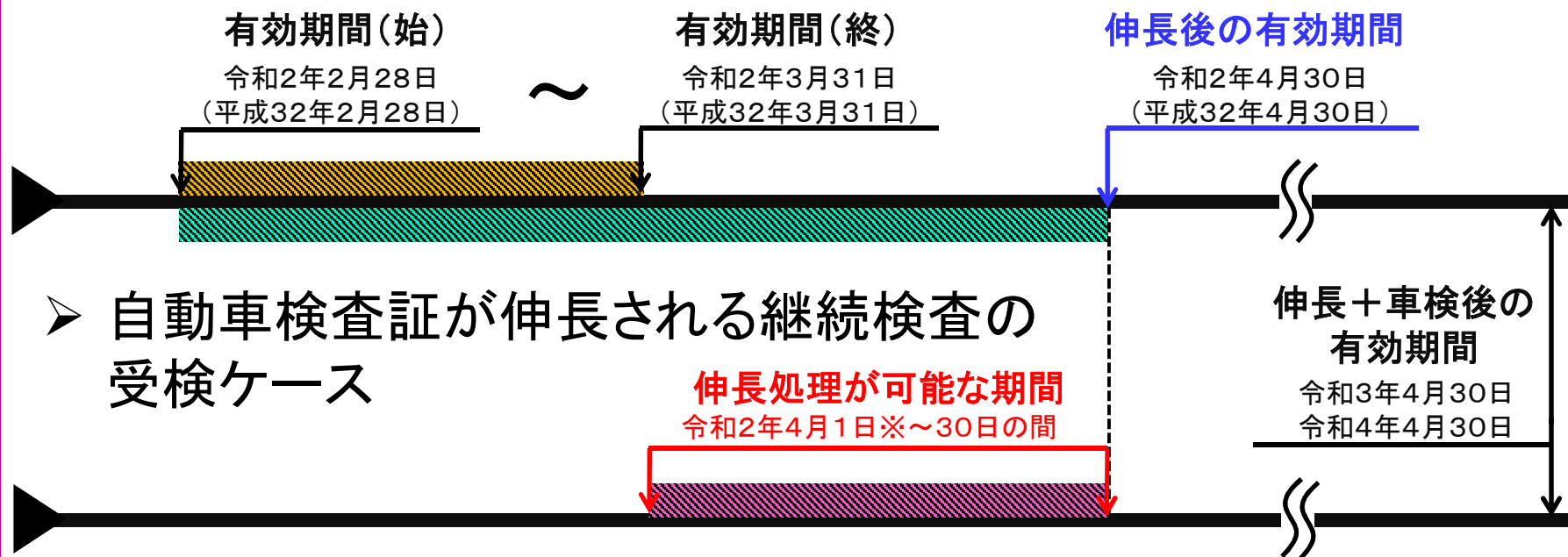
➤ 自動車検査証の伸長期間(全国)



が、有効期間の伸長対象となる自動車



が、伸長される有効期間(令和2年4月30日)



※伸長の手続きは1ヶ月前(3月30日)から可能ですが、今回の伸長の主旨をふまえて、4月1日以降と記載させて頂きました。

これまでの伸長の考え方

➤ 6月1日までの伸長を希望される場合は、5月1日～6月1日の間に検査の申請が必要です。

 が、前回の伸長対象となる自動車

 が、今回の伸長対象となる自動車

 が、前回の有効期間(令和2年4月30日)

 が、今回の有効期間(令和2年6月1日)

 が、前回の伸長処理が可能な期間

 が、今回の伸長処理が可能な期間

有効期間①

令和2年2月28日～
令和2年3月31日

有効期間②

7都府県に使用の本拠の位置: 令和2年4月8日～令和2年5月31日
40道府県に使用の本拠の位置: 令和2年4月17日～令和2年5月31日

伸長後の有効期間①

令和2年4月30日

伸長後の有効期間②

令和2年6月1日

伸長処理が可能な期間①

令和2年4月1日※～4月30日の間

伸長処理が可能な期間②

令和2年5月1日※～6月1日の間

※4月1～30日間の検査の申請であれば「4月30日」、5月1日～6月1日間の申請であれば「6月1日」が新たな有効期間満了日。